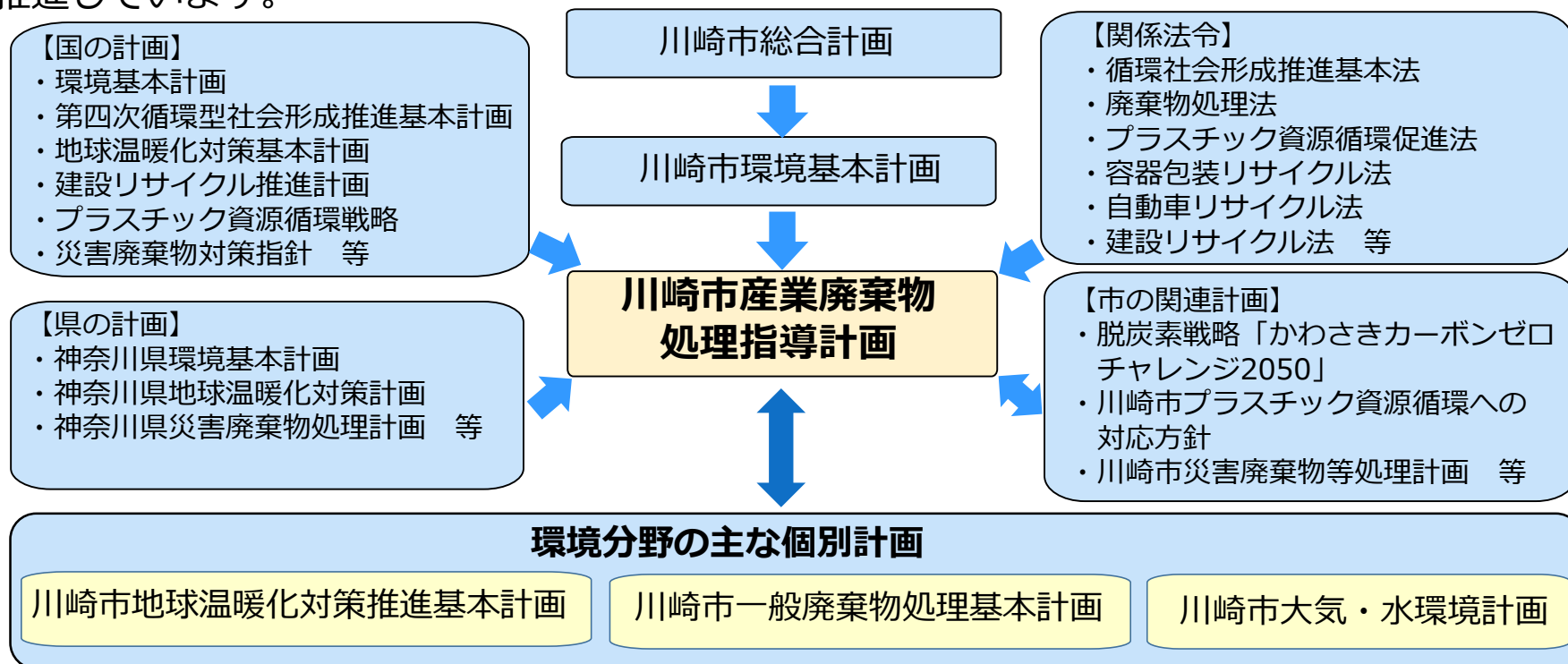


2 川崎市産業廃棄物処理指導計画

(1) 計画の位置付け

川崎市総合計画に掲げるめざすべき都市像「**成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき**」の方向性を踏まえ、本市の環境行政の基本指針である川崎市環境基本計画のほか、川崎市地球温暖化対策推進基本計画や川崎市一般廃棄物処理基本計画をはじめとした、**環境分野の計画と連携しながら産業廃棄物の3R及び適正処理を推進する計画**として、廃棄物施策を推進しています。

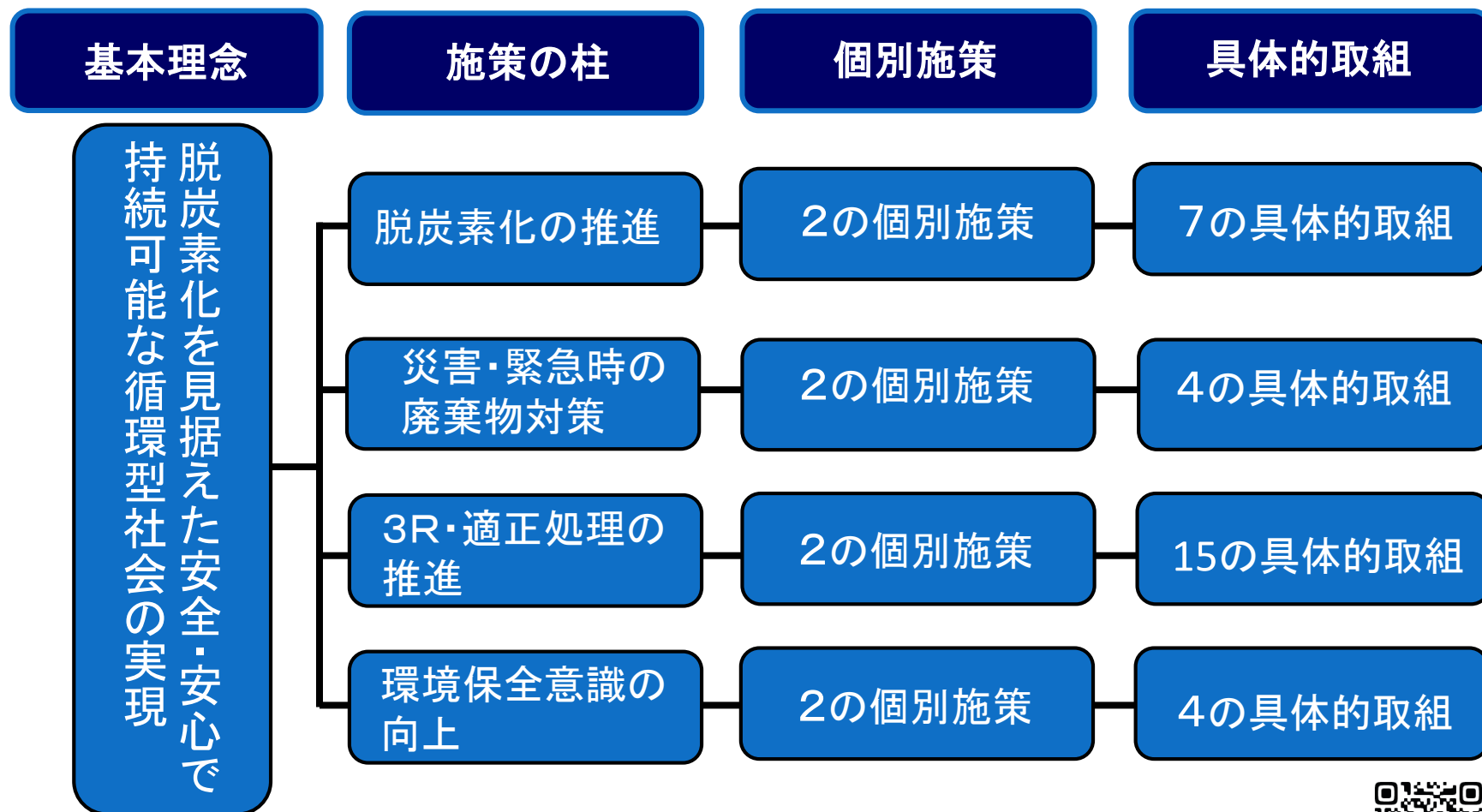


(2) 計画の期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間

(3) 施策の体系

基本理念「脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現」のもとに4つの**施策の柱**、施策の柱の下には8の**個別施策**を設定し、更に30の**具体的取組**を推進しています。具体的取組のうち、特に重点的に取り組むものは重点取組として参考指標を設定し、その指標の推移を把握しながら、効率的かつ計画的に取組を進めていきます。



▶ 詳しくはこちら

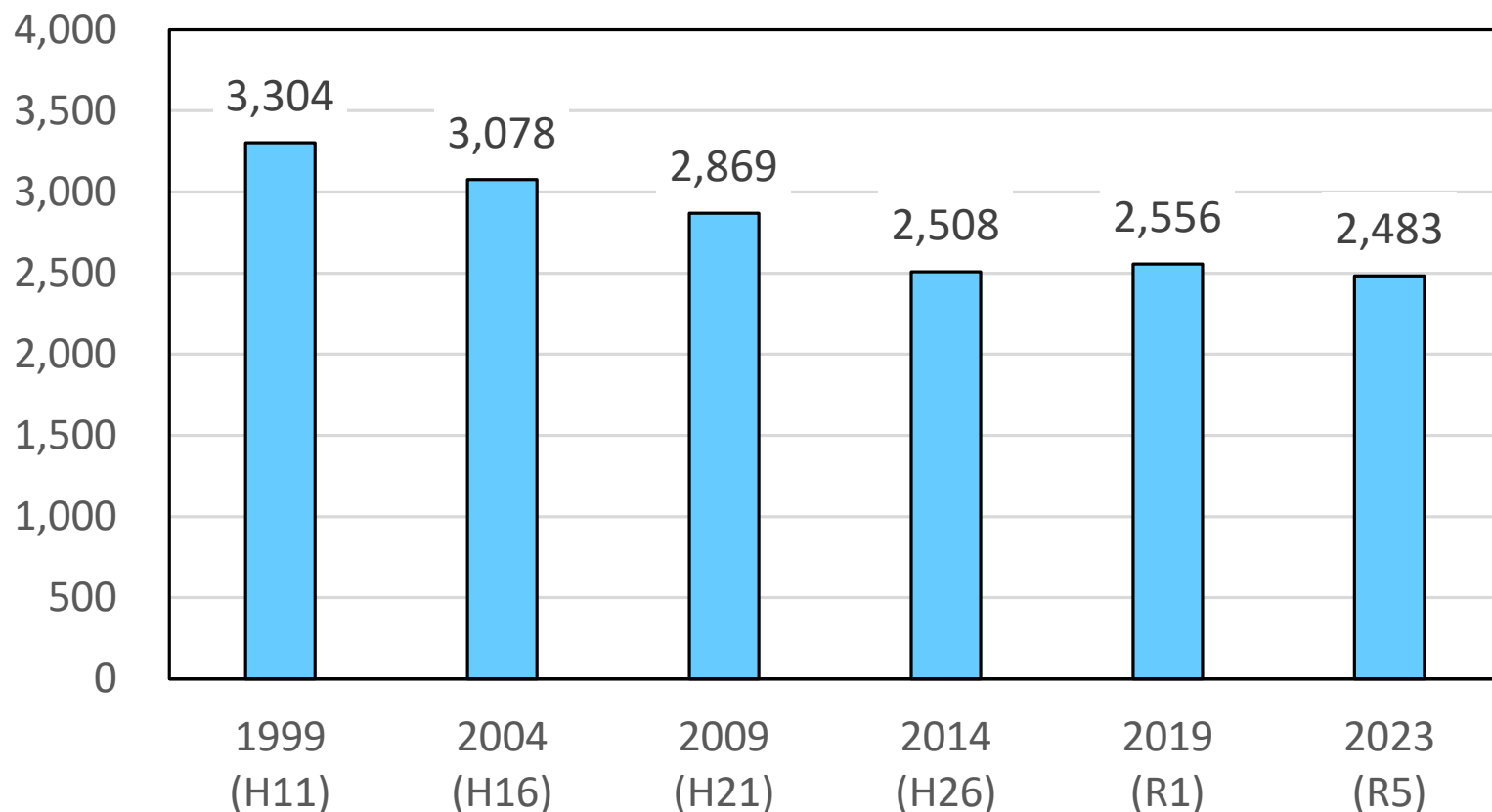


(4) 産業廃棄物の排出量の推移等

市内で発生した産業廃棄物の排出量や処理方法などの詳細調査(産業廃棄物実態調査)を5年に一度実施しています。

産業廃棄物の排出量は排出事業者に対する産業廃棄物の発生抑制に向けた取組の推進等により**長期的には減少傾向にあり**、令和5(2023)年度における排出量は**年間2,483千トン※**となっています。引き続き、産業廃棄物の3Rを推進していきます。

排出量 [千トン/年]



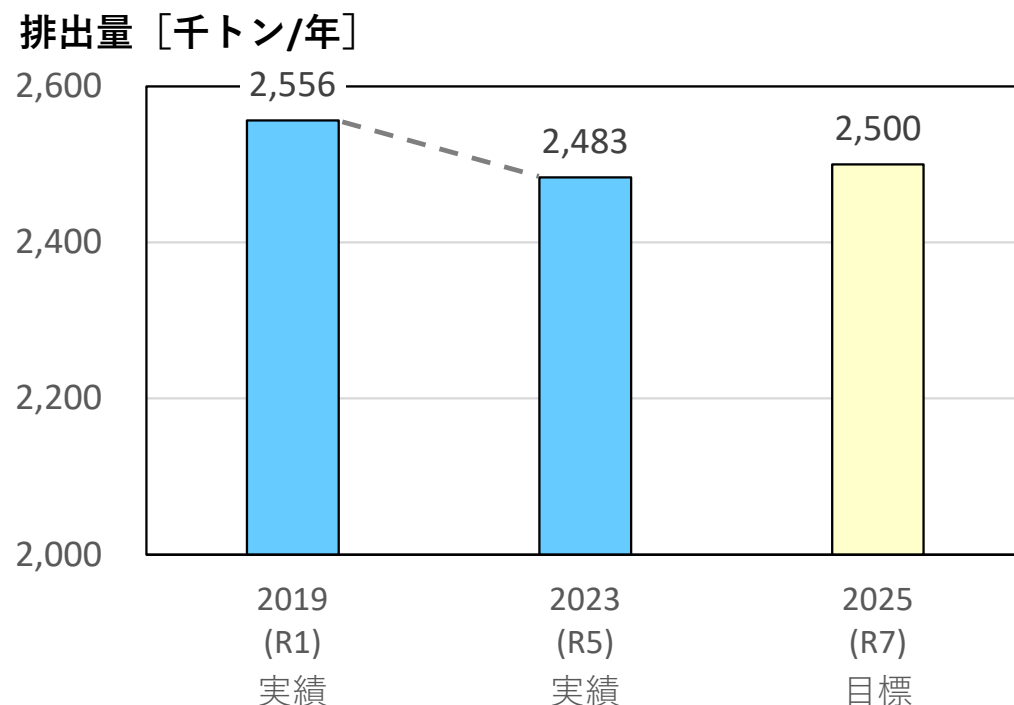
※実態調査の速報値

(5) 目標に向けた達成状況

(ア) 排出量に関する目標

「令和7（2025）年度における排出量2,500千トンを目指す」

- 第6次産業廃棄物処理指導計画において達成できなかった排出量2,500千トンを目標値として設定しています。これは国の第四次基本計画における目標（平成24年度に対し、増加を3%に抑制）を上回る値（約5.7%削減）となっています。
- 令和6（2024）年度に実施した産業廃棄物実態調査の結果、令和5（2023）年度の排出量は、**2,483千トン**※となりました。鉄鋼業における主要施設の廃止に伴う排出量の減少などの要因により、73千トンの減少となっています。
- 目標を達成する見込みですが、引き続き排出量削減を目指した事業者や市民の取組を推進するため、排出事業者・処理業者に対する指導や助言、市民に対する情報発信の強化を進めていきます。



※実態調査の速報値

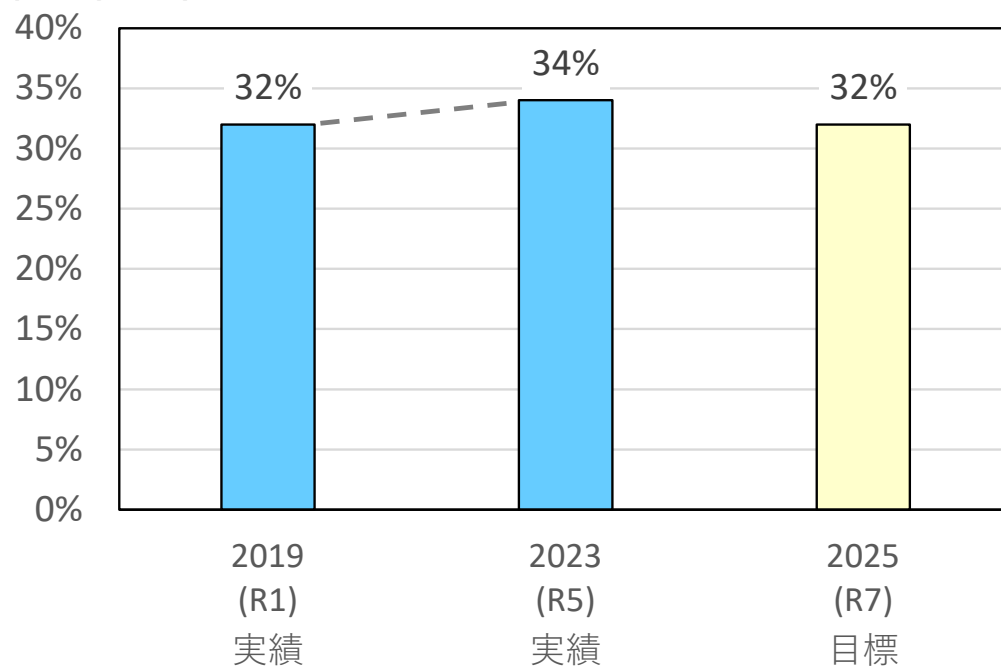
(5) 目標に向けた達成状況

(イ) 再生利用率に関する目標

「令和7（2025）年度における再生利用率32%を目指す」

- 人口が増加し、再生利用率の低下する汚泥の排出量の増加が見込まれる状況においても、令和元（2019）年度の再生利用率を低下させないよう、再生利用率**32%**を目指すことを目標としています。
- 令和6（2024）年度に実施した産業廃棄物実態調査の結果、令和5（2023）年度の再生利用率は、再生利用率の高いがれき類の排出が増加したことに伴い、**34%***と令和元（2019）年度と比較し2ポイントの増加となりました。
- 目標を達成する見込みですが、引き続き、各種リサイクル法に基づく取組を進めていきます。

再生利用率



※実態調査の速報値

(5) 目標に向けた達成状況

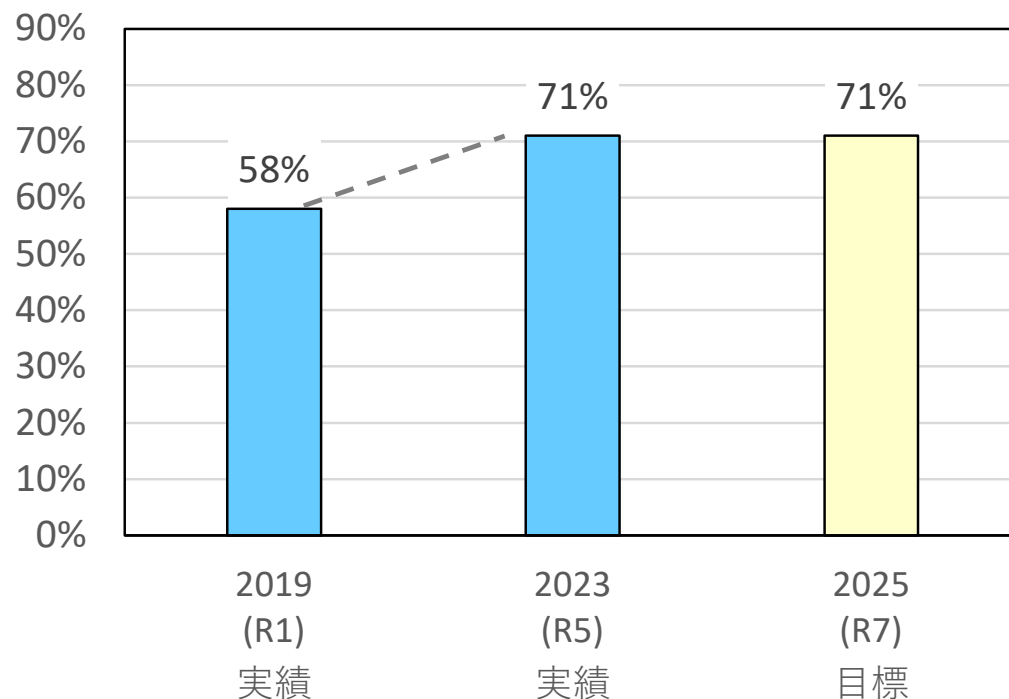
(イ) 再生利用率に関する目標

「廃プラスチック類については、再生利用率71%を目指す」

- ・プラスチック資源循環に向けた施策の成果を測るための指標として廃プラスチック類についての目標を掲げています。平成26（2014）年度から令和元（2019）年度の5年間の**再生利用率の増加率を令和7（2025）年度まで維持させる**ことで、再生利用率71%を目指します。

- ・令和6（2024）年度に実施した産業廃棄物実態調査の結果、令和5（2023）年度の廃プラスチック類の再生利用率は、プラスチック資源循環促進法に基づく取組などの進展に伴い、**71%***と令和元（2019）年度と比較し13ポイントの増加となりました。
- ・目標を達成する見込みですが、引き続き排出事業者・処理業者に対する指導や助言、市民に対する情報発信の強化を進めていきます。

廃プラスチック類の再生利用率



※実態調査の速報値

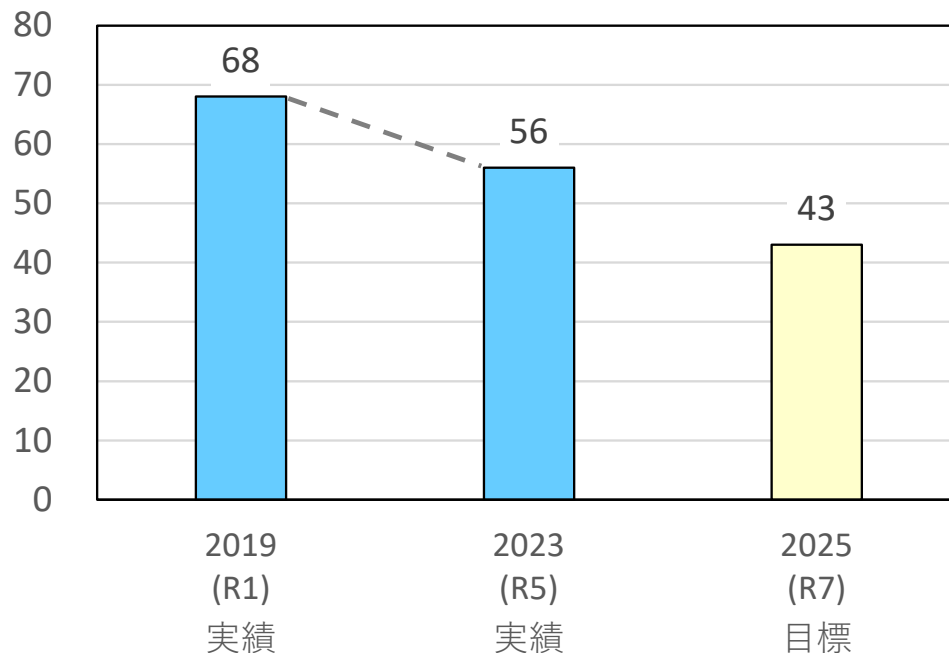
(5) 目標に向けた達成状況

(ウ) 最終処分量に関する目標

「令和7（2025）年度における最終処分量43千トンを目指す」

- ・国の第四次循環基本計画における最終処分量の目標の考え方に準拠し、平成11（1999）年度の調査結果である最終処分量185千トンから77%削減した**43千トン**を目標値として設定しています。
- ・令和6（2024）年度に実施した産業廃棄物実態調査の結果、令和5（2023）年度最終処分量は、建設系廃棄物の最終処分量が減少したものの、製造業（鉄鋼業）からの再生利用困難な廃棄物等の発生により最終処分量が増加したことなどにより、**56千トン**※と平成11（1999）年度と比較し70%の削減にとどまりました。
- ・目標達成に向け、引き続き、建設廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進など、事業者による3R・適正処理の推進に向けた自主的な取組を促進するため、排出事業者・処理業者に対する指導や助言、市民に対する情報発信の強化を進めていきます。

最終処分量〔千トン/年〕



※実態調査の速報値

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅰ 脱炭素化の推進

温室効果ガス排出量の削減に向けて、プラスチック資源循環等を推進し、**令和32(2050)年の脱炭素社会の実現**を目指します。

個別施策1 プラスチック資源循環の推進

- 重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
廃プラスチック類の リサイクル施設設置数	30
使用済みプラスチックの リサイクル実証件数	7



廃プラスチック類のケミカルリサイクル施設

- 産業廃棄物処理施設等の設置者等を対象とした講習等の機会を捉え、国の補助金に関する情報や試験研究の活用を紹介することで、高度リサイクル処理施設の設置を促進しました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅰ 脱炭素化の推進

個別施策1 プラスチック資源循環の推進

- ・ 庁内関係各課と連携し、高度リサイクル処理施設の円滑な設置・稼働に向け、届出等の手続きの支援などを実施しました。
- ・ 使用済みプラスチックから**水素等を製造するケミカルリサイクル**など、プラスチックに係る各種リサイクルの実証事業を事業者等と連携して実施することで、使用済みプラスチックのリサイクルを促進しました。
- ・ プラスチック資源循環の取組を推進するため、処理センターでの内容審査による廃プラスチック類の不適正処理の防止とともに、廃プラスチック類排出事業者への立入検査を強化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制及び再資源化に向けた指導・助言を行いました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅰ 脱炭素化の推進

個別施策2 事業者による脱炭素化の取組の推進

- 重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
事業計画書で脱炭素化に関する基本方針を策定している事業者数	33



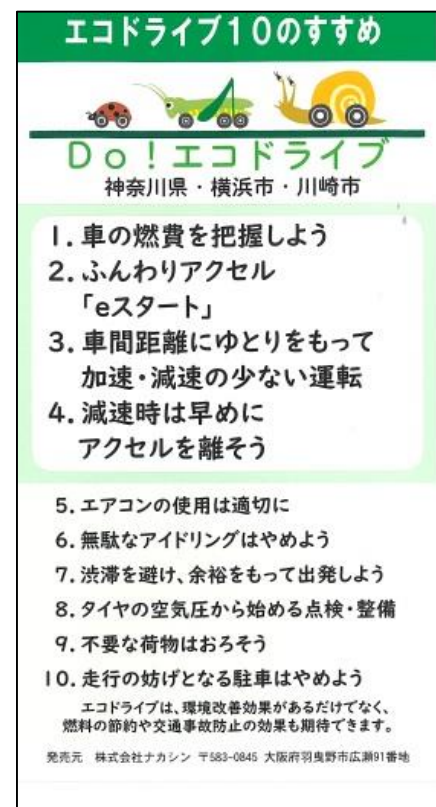
- 焼却施設から発生する熱エネルギーを利用した発電など、エネルギー利用の高度化を促進するため、**廃棄物熱回収施設設置者認定制度の活用**を促進しました。
- エネルギーの高度利用を進めるために必要な情報の提供を行うなど、事業者の支援を実施しました。
- 産業廃棄物の処理に関する事業計画書において、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の脱炭素化に向けた基本方針や基本取組について確認し、指導・助言を行いました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅰ 脱炭素化の推進

個別施策2 事業者による脱炭素化の取組の推進

- 産業廃棄物処理業者等が作成した事業計画書における産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の脱炭素化に向けた基本方針等への指導・助言を行うことで温室効果ガス排出量の削減に向けた事業者の自主的な取組を促進しました。
- 処理業許可取得時や立入検査時に許可業者に対して**環境に配慮した運搬（エコ運搬）**を行うよう指導を行い、運搬業者に対しても要請を行うよう指導しました。



エコドライブ10のすすめ(チラシ)

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅱ 災害・緊急時の廃棄物対策

災害時や緊急時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、事業者や関係機関等と連携・協働した対策を進めていきます。

個別施策3 災害や感染症等の発生に伴う廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保

- ・重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
災害廃棄物の処理に関する 事業計画の策定事業者数	3



災害廃棄物の仮置き場

- ・産業廃棄物の処理に関する事業計画書において、災害廃棄物の処理に関する計画の内容を確認し、指導・助言を行いました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅱ 災害・緊急時の廃棄物対策

個別施策3 災害や感染症等の発生に伴う廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保

- ・法に規定する産業廃棄物処理施設設置者に係る特例※の活用について、産業廃棄物処理業者と個別ヒアリングや協議等を行いました。
- ・関係団体等と災害発生時の初動対応などについての意見交換などを行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症のように急速に拡大する感染症等が発生した場合に、国のガイドライン等に基づいて、公衆衛生の維持や安全性を確保しつつ、感染性廃棄物の円滑かつ適正な処理が行えるように、**処理業者や事業者団体等との連携の強化**を図りました。

※産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例

災害廃棄物は一般廃棄物であり、通常は一般廃棄物処理施設の許可を受けた施設で処理しなければならないが、許可を持つ産業廃棄物と同様の性状のものであれば、この特例により、届出を行うことで産業廃棄物処理施設で処理を行うことができる。

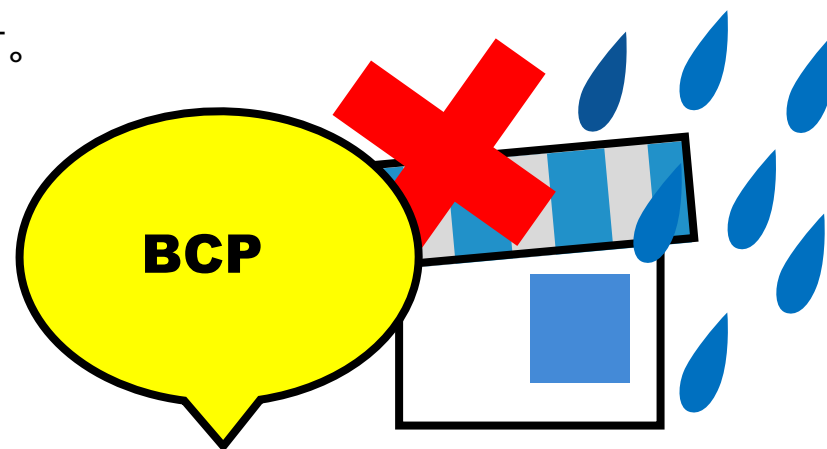
(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅱ 災害・緊急時の廃棄物対策

個別施策4 災害・緊急時における事業者の廃棄物処理対策の推進

- 重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
災害廃棄物の処理に関する 事業計画の策定事業者数	3



- 災害時等においても廃棄物処理が停滞し、生活環境や公衆衛生に支障が生じることがないように、**BCP（業務継続計画）の作成ガイドラインを作成**し、事業者にガイドラインを提供するなどして、緊急時における事業者の業務継続体制の構築を支援しました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

各種リサイクル法の推進や、適正処理に向けた指導等を充実・強化することで、産業廃棄物の更なる3Rや適正処理を推進します。

個別施策5 3Rの推進

- 重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
廃棄物自主管理事業 対象事業者数	268
試験研究実施件数	4



立入検査での指導・助言

- 事業者が提出した廃棄物自主管理計画報告書を集計し、分析した結果を**事業者にフィードバックすることにより**、3Rの推進に向けた自主的な取組を促しました。
- 自主管理事業において、3Rの参考となる優れた取組を行っている市内事業者の事例を紹介しました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

個別施策5 3Rの推進

- ・工事発注者や解体工事業者に対する立入検査等を通じて、解体現場等から排出される特定建設資材廃棄物の発生抑制及び再資源化が適正に行われるよう指導を行うとともに、建設リサイクル法の推進に向けた普及啓発等を行いました。
- ・自動車リサイクル法に規定する自動車破碎残さ、エアバッグ類、カーエアコン用フロン類の指定3品目について、許可業務及び届出業務を通じてリサイクルに向け適正に処理するよう指導しました。
- ・**各種リサイクル法**が円滑に実施されるよう、各制度の普及啓発に努めるとともに、関係事業者への立入検査等を実施し、適正処理及び普及啓発を実施しました。
- ・廃棄物を使用した処理技術等の開発を目的とした試験研究の活用を促し、処理技術等の開発を促進しました。
- ・試験研究計画書の審査等を通じて、実用化に向けた指導や必要な支援などを実施しました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

個別施策6 適正処理の推進

- 重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
立入等の件数	161
事業系一般廃棄物の 内容審査に係る指導件数	39
優良産廃処理業者 認定事業者数	7
登録済PCBの処理進捗率	変圧器・コンデンサー : 99.9 % 安定器 : 83.5 %



PCB廃棄物(変圧器・安定器)

- 立入検査等**を通じて、廃棄物の排出抑制に係る指導・助言を行うとともに、廃棄物処理の契約書の内容やマニフェストの運用状況、廃棄物の保管状況など、廃棄物処理法の遵守状況を確認することで、事業系一般廃棄物にプラスチック等の産業廃棄物が混入されることが無いように、指導・監視を行いました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

個別施策6 適正処理の推進

- ・廃棄物が適正かつ円滑に処理されるように、廃棄物管理に係る指導・助言を行うとともに、市内の廃棄物処理業者の情報を提供するなど、様々な事業者支援を実施しました。
- ・産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設設置者への立入検査のほか、事業者向けオンライン講義等を通じて、廃棄物の処理基準や処理施設の維持管理方法など、処理業者に必要な知識の習得を促すことで廃棄物の適正処理を推進しました。
- ・不法投棄・不適正処理の未然防止に向けて、**パトロールの実施や監視カメラによる監視に加え、生活環境事業所や警察等の関係機関と連携して**迅速な対応を行うとともに、国、警察署、庁内関係局で構成する「川崎市廃棄物不法投棄等防止連絡協議会」の会議を実施し連携の強化を図りました。
- ・広域の自治体で組織された「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム)」や九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会等と連携して、東名高速道路等で一斉路上調査を実施し不適正要件に対し指導を実施するなど広域的な不適正処理対策を推進しました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

個別施策6 適正処理の推進

- ・ 通常の許可基準よりも厳しい基準を満たした処理業者を認定する制度である優良産廃処理業者認定制度を普及させるため、処理業者に対して、認定取得の促進に向けて、優良認定業者のメリット（許可の有効期間が5年から7年になる等）を周知しました。
- ・ 排出事業者に対して、優良産廃処理業者の情報提供を行うことで、処理業者の認定取得の機運を高めるとともに、**排出事業者の産業廃棄物の適正処理**を推進しました。
- ・ 不適正処理の防止や事務処理の効率化に向けて、電子マニフェストを導入していない事業者に対して制度の説明を行うとともに、関係機関と連携して操作研修会を開催するなど、**電子マニフェストの普及促進**を図りました。
- ・ 感染性廃棄物が発生する医療関係機関等に対し、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づく指導、助言を行うことで、**感染性廃棄物の適正処理**を推進しました。
- ・ PCB特措法届出対象事業者に対して、処理期限の周知を行うとともに、処理に向けた調査や指導を実施することで、PCB廃棄物の**期限内の確実な処理**を図りました。
また、高濃度PCB廃棄物に関して、計画的処理完了期限を迎えるにあたり、適正な処理について周知するため、広報を行いました。

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

個別施策6 適正処理の推進

- ・市内の有害使用済機器保管業者の全て(4社)に対し立入検査を行い、適正処理に向けた指導を行いました。
- ・九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会にて、小型充電式電池の適切な廃棄方法について、パンフレット「小型充電式電池リサイクル講座」を作成し、Web上にて公開するとともに、エコプロ2023に出展するなど普及啓発活動を行いました。
- ・労働基準監督署及び庁内関係課で構成する石綿対策連絡会議が実施する合同パトロールを通じて、24件の立入検査を行い、適正処理に向けた指導を行いました。
- ・窓口相談や、特別管理産業廃棄物を排出している事業者に対する立入検査を通じ、有害廃棄物の適正処理に関する指導や情報提供を適時行いました。



パンフレット「小型充電式電池 リサイクル講座」



エコプロ2023 九都県市首脳会議
廃棄物問題検討委員会ブース

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅳ 環境保全意識の向上

排出事業者、処理業者、市民及び市の各主体間の相互理解を図り、**市民や事業者の環境保全意識の向上**を図ります。

個別施策 7 市民の環境保全意識の向上

- 重点取組の指標の実績は、以下のとおりです。

重点取組の指標	2023年度 (R5)
産業廃棄物施策に関する 情報発信回数	38
事業者取組の情報発信回数	9

- 産業廃棄物についての市民向けパンフレットやタペストリーを公共施設・市民まつり等のイベントで活用し産業廃棄物に関する施策等の広報を行うとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用して産業廃棄物に関する施策等の広報を行いました。



パンフレット「知っておきたい産業のこと」

(6) 施策の取組状況

施策の柱Ⅳ 環境保全意識の向上

個別施策 7 市民の環境保全意識の向上

- ・産業廃棄物処理施設設置時に行う利害関係人からの意見聴取や不法投棄防止対策の取組などの情報発信を強化し、**産業廃棄物の3Rの取組への市民参加**を推進しました。
- ・産業廃棄物についての市民向けパンフレット等を公共施設・市民まつり等のイベントで活用し、3Rや脱炭素化に関する事業者の優れた取組等についての情報発信を行いました。
- ・事業者が行う広報活動等への支援を行うことで、事業者の取組についての市民理解を深め、市民と事業者の相互理解を促進しました。

個別施策 8 事業者の環境保全意識の向上

- ・事業者に対して、**講習会やメール配信等を活用し**、3Rの推進や脱炭素化の推進に係る国内外の動向や情報を提供することで、3Rの推進や市民との相互理解の重要性の理解を促し、事業者が市民や行政と連携して様々な取組を進めていけるよう、環境保全意識の向上を図りました。

(7) 令和5年度の進捗状況

目標の進捗状況

	目標	2023年度(R5)※
排出量	2,500千トン	2,483千トン
再生利用率	32%	34%
廃プラスチック類 の再生利用率	71%	71%
最終処分量	43千トン	56千トン

- 産業廃棄物処理指導計画では、基本理念「脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、「脱炭素化の推進」、「災害・緊急時の廃棄物対策」、「3R・適正処理の推進」及び「環境保全意識の向上」の4つの施策の柱の下に取組を推進しています。
- 令和6（2024）年度に実施した産業廃棄物実態調査により、令和5（2023）年度における目標の達成状況は上記のようになります。いずれの目標についても令和7（2025）年度の目標達成に向け、より一層の産業廃棄物の3R及び適正処理の推進に向けて着実に取り組むとともに、脱炭素社会の実現、プラスチック資源循環の推進、災害対策等の解決に向け、**総合的かつ計画的に産業廃棄物施策を推進**していきます。

※実態調査の速報値